

執筆者:

E-mail✉ [湯川 雄介](#)

E-mail✉ [鈴木 健文](#)

E-mail✉ [中島 朋子](#)

※ 本ニューズレターは、2023年8月10日現在の情報に基づいています。

2023年7月21日に、商業省(「MOC」)から、オンラインで商品を販売する事業者(当該商品販売事業を「EC 販売事業」、EC 販売事業を営む事業者を「EC 販売事業者」)の登録に関連する告示2通(EC 販売事業の生活必需サービス事業(定義は後述)への指定に関する MOC Notification No.50/2023 (「告示 No.50」)及び EC 販売事業の登録に関する MOC Notification No.51/2023 (「告示 No.51」))が発出されましたので、その概要をお伝えします。

1. 生活必需サービス事業

Essential Supplies and Services Law (「生活必需品・サービス法」)では、連邦政府から関連省庁に対して、指定された生活必需品の輸出入や取引に関する事項、生活に必須となるサービス(「生活必需サービス事業」)に関する事項等を定める権限等が委譲されており、一定の商品やサービスについて関連省庁が特別な制限を設けることが認められているほか、かかる権限に基づいて関連省庁の発した告示等への違反について犯罪行為とすること等が定められています。

2. EC 販売事業の生活必需サービス事業指定(告示 No.50)

生活必需品・サービス法の規定を前提に、告示 No.50 では、概要として以下のような事項が定められています。

- ① MOC において、EC 販売事業を、生活必需品・サービス法上の生活必需サービス事業に指定すること。
- ② EC 販売事業を営むためには、登録証明書を取得しなければならないこと。
- ③ 告示 No.51 の公布後 6 ヶ月以内の登録を行わずに EC 販売事業を営んだ場合は、生活必需品・サービス法 5 条に従い、罰則(6 ヶ月以上 3 年以下の自由刑又は最大 50 万チャットの罰金又はその両方)が科され得ること。

3. EC 販売事業の登録(告示 No.51)

告示 No.51 は、告示 No.50 による EC 販売事業の生活必需サービス事業への指定を受けて、EC 販売事業の登録に関する詳細を定めており、その概要は以下のとおりです。

- ① EC 販売事業を営むことを希望する者は、MOC の Trade Department に対して、申請を行う必要があること(告示 No.51 3 条)。
- ② Trade Department は、申請書類の審査後、申請の拒否事由に該当しない限り、申請者に対し、登録料とオンラインサービス料を支払うよう指示するものとし、申請者は、当該登録料及びオンラインサービス料を当該指示書の受領から 2 週間以内にオンラインで支払う必要があること(告示 No.51 8 条、10 条、11 条)。
- ③ 登録料及びオンラインサービス料の受領確認後、Trade Department は、有効期限が発行日から 2 年間の登録証明書を発行すること(告示 No.51 12 条、13 条)。
- ④ 登録証明書の保有者は、登録証に記載された名前で EC 販売事業を行う権利等を有すること(告示 No.51 19 条)。

以上のとおり、告示 No.50 及び告示 No.51 によれば、既存の EC 販売事業者を含む全ての EC 販売事業を営む者に対し登録証明書の取得が必要となり、違反者には罰則が科されることとなりました。ミャンマーにおいてウェブサイト等を利用して販売等を行っている場合には EC 販売事業に該当する可能性があるため、心当たりのある事業者は、自社の事業内容をよく確認の上、登録証明書が必要になるかどうか検討し、適宜申請等の対応をする必要があると考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 